

離島振興法の一部を改正する法律案 概要

1. 目的規定の充実 (第1条)

① 離島の国家的国民的役割の明確化

離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている旨を規定

② 離島の置かれた現状と背景の明確化

四方を海等に囲まれていること、人口減少の長期継続、高齢化の急速な進展等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件下にある旨を規定

③ 離島振興の目的の拡大

人の往来・生活物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善、産業基盤・生活環境等に関する地域格差の是正、地域間交流の促進、無人島の増加や人口の大幅減少の防止、定住の促進を図る旨を規定

2. 基本理念・国の責務の新設 (第1条の2)

① 基本理念

離島の振興のための施策は、離島の国家的国民的役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件の改善、地域間交流の促進、無人島の増加や人口の大幅減少の防止、定住の促進を図られることを旨として講ぜられなければならない。

② 国の責務

基本理念にのっとり、離島の振興のための施策を総合的・積極的に講ずる責務

3. 実施体制の強化等 (第21条の2・第21条の3等)

主務大臣の追加（文部科学、厚生労働、経済産業、環境）、国土審議会への報告

4. 基本方針・振興計画・基本的施策の充実

(第3条、第4条、第10条～第17条の4)

① 基本方針・振興計画の充実

- ・ 就業、介護、自然環境、エネルギー、人材に関する項目の新設
- ・ 人・物の移動費用の低廉化、妊婦通院・出産支援、修学支援、防災・地震対策の明記
- ・ 振興計画について、離島市町村の要請による策定、住民意見を反映させる措置

② 基本的施策の充実

医療、介護、福祉、交通、情報通信、産業、就業、生活環境、教育、文化、観光・交流、自然環境、エネルギー、防災に関するソフト施策の充実

5. 財政・税制上の措置、離島活性化交付金等の交付

(第6条、第7条の2～第7条の4、第19条)

① 財政上の措置等、公共事業予算の明確化についての特別の配慮

② 離島活性化交付金等の交付

ソフト施策の充実を図るため、都道府県が作成した離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるための交付金等の交付

(対象事業：ガソリン流通コスト対策、妊婦通院・出産支援、高校生修学支援等を予定)

③ 法律の目的の達成に資するための税制上の措置等

6. 離島特区制度の整備 (第18条の2)

地域の創意工夫を生かした振興を図るため、離島特区制度について総合的検討→必要な措置

その他 法律の有効期限の10年間延長（平成35年3月31日まで）、防災のための財政措置等、財源の確保、特に重要な役割を担う離島の保全・振興に関する検討等 について規定